

起業家・企業が知っておくべき

就業規則の作成と改定

～雇用指針の活用による労務管理～

参加
無料



平成29年3月に働く人の視点に立った『働き方改革実行計画』が決定されました。従来の働き方を変える様々な動きが、徐々に始まっています。そのような状況を踏まえ、労働と子育てや介護等との両立、非正規労働者の待遇改善など、企業側もこのような動きに対応していく必要があります。企業での働き方を規定する就業規則の法的な意味や効果について弁護士が、就業規則の作成や改定に関して気を付けるポイントなどについては、社会保険労務士が、それぞれわかりやすく解説いたします。

- 日時** 平成29年7月26日(水) 13:30～受付開始
13:45～15:25 セミナー 15:25～16:10 グループ・コンサルティング (希望者のみ) 16:10～個別相談会
- 会場** AER7階 アシ☆スタ交流サロン (仙台市青葉区中央1-3-1 仙台駅西口すぐ)
- 定員** 30名 (1社1名まで) 起業家、経営者、人事・労務担当者など本テーマに興味のある方はどなたでも参加可能です。*途中退席の方のご参加はお断り申し上げます。
- お申込み方法** セミナーのお申込みは電話・FAX・Eメール、HPにて承ります。下記のお問い合わせ先に、①お名前、②連絡先(ご住所、電話番号、Eメール)、③所属(会社名、役職名など)をご連絡ください。
*FAXでお申込みの際は、下記のFAX申込書をご利用ください。

- セミナーⅠ** 13:45～14:30 **あなたの会社は大丈夫？就業規則の基礎知識**
就業規則の整備は、労使間のトラブルを防止するために会社が採り得る方策の一つです。就業規則を今一度見直してみませんか？
講師 井口 直子 弁護士 仙台市雇用労働相談センター弁護士 (いのち法律事務所)
- セミナーⅡ** 14:40～15:25 **これからの人事労務に則した就業規則の作成と改定**
人事労務に関する環境が大きく変化しているため、今までと同様の対応では大きな問題になる可能性があります。この変化に対応するための基礎知識を解説いたします。
講師 橋本 祐治 社会保険労務士 仙台市雇用労働相談センター相談員 (橋本労務管理事務所)
- グループコンサルティング** 15:25～16:10 数名の参加者に1名の弁護士・社労士が入り、テーマについての理解を深めます。
- 個別相談会** 16:10～
雇用契約書・就業規則の整合性・適正性、36協定届内容などについて、弁護士・社会保険労務士が無料で相談対応いたします。
*希望者のみ

主催 仙台市雇用労働相談センター **共催** (公財)仙台市産業振興事業団
後援 せんだい創業支援ネットワーク (構成団体: 仙台市、仙台市産業振興事業団、仙台商工会議所、日本政策金融公庫、七十七銀行、せんだい男女共同参画財団、仙台市民活動サポートセンター)

FAXでのお申込みはこちら **022-267-5632** 仙台市雇用労働相談センターあて

会社名		業種	
ご住所			
参加者様 ご氏名		所属部署・ 役職名	
TEL		E-mail	
個別相談会	参加 (相談内容: _____) ・ 不参加		

※申込書に記載いただいた個人情報につきましては、本セミナー(7月26日開催)の参加者把握、本センター主催の各種イベント情報提供の目的にのみ使用いたします。

仙台市雇用労働
相談センターとは

働き方に関する不安や疑問を専門家(弁護士・社会保険労務士)に無料で相談できる場所です!!
新規開業直後の企業などが、雇用のルールを的確に理解し、労使紛争を未然に防止するために、各種相談サービスを提供します。(雇用労働相談センターは、国家戦略特別区域法に基づいて設置されるものです。)



■お問い合わせ
仙台市雇用労働相談センター 仙台市青葉区中央1-3-1 AER7階 アシ☆スタ交流サロン内
TEL 070-3811-9119/070-3811-9120 (受付時間 平日 9:00～17:00)
E-mail info@sendai-elcc.jp **ホームページ** http://sendai-elcc.jp/ **仙台ELCC** **検索**
 営業時間 / 平日9時～17時 土日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く

